

薬生発0701第6号  
令和元年7月1日

各  
〔  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
地方厚生局長  
〕  
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う医薬・生活衛生局関係通知等の取扱いについて

本日、「日本工業規格」について規定する工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が施行されました。これに伴い、医薬・生活衛生局関係の通知等については、下記の例のとおり、「工業標準化法」とあるのを「産業標準化法」とみなす等、所要の記載の変更が行われたものとみなして取り扱うものとします。

ついては、その旨御了知いただくとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

(1) JIS規格に関する記載

例 「工業標準化法」→「産業標準化法」  
「日本工業規格」→「日本産業規格」

(2) 用紙の大きさを定める記載（様式内）

例 「日本工業規格A列4番」→「日本産業規格A列4番」

以上